

「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査」
－大学・公的研究機関への全数調査(2012 年度実績)－

記入要領

文部科学省科学技術・学術政策局
人材政策課人材政策推進室

(1) 目的

本調査は、日本国内の大学・公的研究機関で研究に従事しているポストドクター等の人数、属性、雇用及び進路の状況等を把握することにより、若手研究者を取り巻く課題を分析し、今後の施策の検討に資することを目的とする。

(2) 調査対象機関

大学（短期大学を除く）、大学共同利用機関、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発法人※

※研究開発法人とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年6月11日法律第63号）第2条第8項に定める法人を指す。

(3) 提出期限

平成 26 年 2 月 14 日（金）

(4) 調査対象者

平成 24 年度内（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）に、当該機関に「ポストドクター等」として在籍していた者全員

※本調査における「ポストドクター等」の定義

博士の学位を取得後、任期付で任用される者であり、

- ①大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の職にない者や、
- ②独立行政法人等の研究機関において研究業務に従事している者のうち、
所属する研究グループのリーダー・主任研究員等でない者。

（博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者（いわゆる「満期退学者」）を含む。）

※詳細な定義については、別表 1（「ポストドクター等」の定義に該当する者）を参照。

(5) 調査項目

1. 基本情報（所属、性別、国籍、生年、博士課程修了年度、博士号の有無）
2. 採用前の状況（採用前の職業、所属、所在）
3. 研究状況（分野、在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績）
4. 雇用状況（常勤・非常勤、主な雇用財源、主な雇用財源の課題名、機関負担の社会保険加入状況、所属開始年月）
5. 平成 25 年 4 月 1 日時点での在籍状況
6. 転出・異動状況（転出・異動した月、職業、所属、所在、常勤・非常勤、任期の有無）

※なお、調査項目によっては、各研究部門・研究室等にも調査票を照会の上、必要事項を記入すること。

(6) 提出方法

調査票（Excel 形式） に必要事項を記入し、電子メールにて提出。

<手順>

①調査票をダウンロード。

【URL】<http://www.nistep.go.jp/pd> ※ダウンロードできない場合は、下記担当まで連絡すること。



②必要事項を記入。※回答に必要な「機関コード」は、上記URLの「機関コード一覧」を確認すること。



③電子メールに添付の上、提出。

【宛先】 jinzai@mext.go.jp , pd@nistep.go.jp ※必ず2つの宛先に送ること。

【留意点】

- メールの件名は「【ポストク調査】機関コード^(半角) 機関名」とする。

（例：「【ポストク調査】1234 霞が関大学」）

- 添付ファイル名（調査票）は「機関コード^(半角) 機関名.xls」とする。

（例：「5678 虎ノ門研究所.xls」）

- メール本文に、担当者の所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記する。

※調査対象者がいない機関についても、下記担当までその旨電子メールで連絡すること。

(7) 結果の取扱

各機関の回答については、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課において取りまとめた後、文部科学省科学技術・学術政策研究所において分析を実施し、報告書として公表予定。

<本件連絡先>

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 人材政策推進室
白木、大嶽

TEL : 03-6734-4021（直通） FAX : 03-6734-4022

E-mail : jinzai@mext.go.jp

[記入上の注意]

所属するポストドクター等 1人に対して、1行で回答すること。
重複計上しないよう留意すること。

※ポストドクター等が在籍している研究室・研究グループを、以下「**在籍研究室**」と呼ぶ。「在籍研究室」は、各機関における研究室または研究グループの最小単位を指す。

1. 「氏名等（整理用）」欄：必要に応じて各研究室への問合せの際、整理・確認用に利用すること（提出時には 1. 「氏名等（整理用）」の列を削除すること。）。

「基本情報」について

2. 「学部・研究科・部署の名称」欄：学部・研究科・部署の名称を記入すること。
3. 「性別」欄：コード表の「性別」から、該当するコード番号を選択すること。
4. 「国籍」欄：コード表の「国籍&所在」から、該当するコード番号を選択すること。該当する国名が見当たらない場合は、セルに直接、国名を記入すること。
5. 「生年」欄：生年（西暦）を数字で回答すること。
6. 「博士課程修了年度」欄：博士号を取得した年度（もしくは博士課程を満期退学した年度）の西暦を、数字で回答すること。
7. 「博士号の有無」欄：コード表の「博士号の有無」から、該当するコード番号を選択すること。

「採用前の状況」について

8. 「採用前の職業」欄：在籍研究室にポストドクター等として採用される前の職業について、コード表の「採用前の職業」から、該当するコード番号を選択すること。
9. 「所属」欄：在籍研究室にポストドクター等として採用される前の所属機関について、コード表の「所属」から、該当するコード番号を選択すること。
10. 「所在」欄：採用前の実際の勤務先（無所属については居住先）がどの国にあるのかについて、コード表の「国籍&所在」から、該当するコード番号を選択すること。該当がない場合は、セルに直接、国名を記入すること。

「ポストドクター等としての研究・雇用状況」について

11. 「分野」欄：ポストドクター等（または在籍研究室）の主たる研究分野について、コード表の「分野」から、該当するコード番号を選択すること。
12. 「在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績」欄：平成 24 年度における在籍研究室の企業との共同・受託研究実績の有無について、コード表の「在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績」から、該当するコード番号を選択すること。
13. 「常勤」欄：ポストドクター等としての雇用形態が常勤又は非常勤かについて、コード表の「常勤」から、該当するコード番号を選択すること。例えば、日々雇用の場合、週当たりの労働時間が常時勤務者の 4 分の 3 に満たない場合は、「2.非常勤」とする。なお、日本学術振興会特別研究員（PD, SPD, RPD）、日本学術振興会外国人特別研究員の者については、「1.常勤」を選択すること。
14. 「主な雇用財源」欄：平成 24 年度のポストドクター等としての主な雇用財源については、コード表の「主な雇用財源」から、該当するコード番号を選択すること。なお、複数財源による雇用で、主要な財源が判別できない場合は、「49.その他（主な雇用財源が判別できない）」を選択

すること。雇用財源の詳細については、別表 2（「雇用財源」の種別）を参照。

15. 「**主な雇用財源の課題名**」欄：主な雇用財源が「競争的資金（コード番号 1 から 36）」又は「競争的資金以外の国からの外部資金（コード番号 37 から 42）」の者について、課題名を記述すること。それ以外は、空欄とすること。
16. 「**機関負担の社会保険加入状況**」欄：機関負担の社会保険（共済・厚生年金、健康保険）加入状況について、コード表の「機関負担の社会保険加入状況」から、該当するコード番号を選択すること。配偶者の被扶養者として厚生年金に加入している者や、国民年金・国民健康保険に加入している者等、機関において保険料を負担していない場合は、「2.負担していない」を選択すること。
17. 「**所属開始年月**」欄：在籍研究室にポストドクター等として所属を開始した年月について、それぞれ「年」及び「月」のセルに数字で回答すること。なお、在籍研究室（同一研究室）でのポストドクター等としての所属が断続して複数回に渡る場合、直近の所属開始年月を回答すること。
18. 「**在籍状況**」欄：平成 25 年 4 月 1 日現在における在籍状況について、コード表の「在籍状況」から、該当するコード番号を選択すること。平成 25 年 4 月 1 日以降もポストドクター等として在籍研究室に継続して在籍している場合は、「1.変更なし」を選択し、当該機関の異なる研究室、又は同一研究室であっても異なる財源でポストドクター等として引き続き在籍している場合には、「2.同一機関内でポストドクター等として雇用財源・研究室を変更」を選択すること。

なお、平成 25 年 4 月 1 日時点で、当該機関でポストドクター等以外の職階・職種（大学教員または研究職以外の職種等）に就いた者、当該機関を転出した者については、それぞれ、「3.同一機関内で職階・職種を変更」、「4.当該機関を転出」を選択すること。

以下の「転出・異動状況」に関連する項目は、18.「在籍状況」が「3.同一機関内で職階・職種を変更」又は「4.当該機関を転出」の場合のみ記入すること。それ以外は、空欄とすること。

「転出・異動状況」について

※ 所属が複数存在する場合は、主要なもの 1 つを回答すること。

19. 「**転出・異動した月**」：在籍研究室での所属を終了した月（平成 24 年度）を数字で回答すること。
20. 「**転出・異動後の職業**」欄：コード表の「転出・異動後の職業」から、最も当てはまるものを 1 つ選択すること。なお、大学教員や研究員等の肩書であっても、実際の業務が教育研究以外の「産学連携コーディネーター」や「リサーチ・アドミニストレーター」に該当する場合は、「43.産学連携コーディネーター」、「44.リサーチ・アドミニストレーター」を選択し、25.「**詳細**」欄に職階等の詳しい情報を記述すること。
21. 「**所属**」欄：コード表の「所属」から、該当するコード番号を選択すること。
22. 「**所在**」欄：実際の勤務先（無所属については居住先）がどの国にあるのかを、コード表「国籍&所在」から、該当するコード番号を選択すること。該当する国名が見当たらない場合には、セルに直接、国名を記入すること。
23. 「**常勤**」欄：職業が常勤又は非常勤かについて、コード表の「常勤」から、該当するコード番号を選択すること。例えば、日々雇用の場合、週当たりの労働時間が常時勤務者の 4 分の 3 に満たない場合は、「2.非常勤」とする。なお、日本学術振興会特別研究員（PD, SPD, RPD）、日本学術振興会外国人特別研究員の者については、「1.常勤」を選択すること。
24. 「**任期**」欄：任期の有無について、コード表の「任期」から、該当するコード番号を選択すること。なお、任期ありの場合は、テニュアトラックポストかどうかを選択すること。

※テニュアトラック：大学等において、公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み。

25.「詳細」欄には、わかる範囲で、以下のように詳細を記入すること。

- (ア) 職業等がわかる場合には、その詳細（「特任助教」、「リサーチ・アドミニストレーター」、「弁理士」、「博物館学芸員」、「サイエンスライター」、「バイオベンチャー起業」等）
- (イ) 民間企業等に就職した場合には、その機関名、業種等の詳細（「株式会社△△」、「化学工業」等）
- (ウ) 「無職」の場合は、その内容（「就職活動中」、「病気療養」等）

「ポストドクター等在籍者総数 平成 24 年度（2012 年度）」について

調査票の左上部にある「ポストドクター等在籍者総数 平成 24 年度（2012 年度）実績」欄：当該機関における本調査の「ポストドクター等」の定義に該当する対象者の総数を記入すること。

「連絡先」について

調査票の右上部にある「連絡先」欄に、機関コード、機関名、担当者の所属部署、担当者名（ふりがな）、電話番号、メールアドレスを記入すること。

なお、本調査において調査対象機関に付与している機関コードは、調査票ダウンロード用ページ（<http://www.nistep.go.jp/pd>）の「機関コード一覧」を確認すること。

【別表1】「ポストドクター等」の定義に該当する者

1. 本調査における「ポストドクター等」の定義と対象者

博士の学位を取得後、任期付で任用される者であり、①大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の職にない者や、②独立行政法人等の研究機関において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等でない者とする。（博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者（いわゆる「満期退学者」）を含む。）

なお、「大学等の研究機関」とは国公立大学（短期大学を除く）及び大学共同利用機関を指し、「独立行政法人等の研究機関」とは「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年6月11日法律第63号）第2条第8項に定める研究開発法人^{*}、国立試験研究機関及び公設試験研究機関（地方公共団体が設置する研究所）を指すものとする。

^{*}研究開発法人とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」第2条第8項に定める以下の法人を指す。

(独) 情報通信研究機構	(独) 酒類総合研究所
(独) 国立科学博物館	(独) 物質・材料研究機構
(独) 防災科学技術研究所	(独) 放射線医学総合研究所
(独) 科学技術振興機構	(独) 日本学術振興会
(独) 理化学研究所	(独) 宇宙航空研究開発機構
(独) 海洋研究開発機構	(独) 日本原子力研究開発機構
(独) 国立健康・栄養研究所	(独) 労働安全衛生総合研究所
(独) 医薬基盤研究所	(独) 国立がん研究センター
(独) 国立循環器病研究センター	(独) 国立精神・神経医療研究センター
(独) 国立国際医療研究センター	(独) 国立成育医療研究センター
(独) 国立長寿医療研究センター	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構
(独) 農業生物資源研究所	(独) 農業環境技術研究所
(独) 国際農林水産業研究センター	(独) 森林総合研究所
(独) 水産総合研究センター	(独) 産業技術総合研究所
(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
(独) 土木研究所	(独) 建築研究所
(独) 交通安全環境研究所	(独) 海上技術安全研究所
(独) 港湾空港技術研究所	(独) 電子航法研究所
(独) 国立環境研究所	

「ポストドクター等」の定義に当てはまる場合であっても、以下に該当する者は除外すること。

①「ポストドクター等」のうち、平成24年度の雇用期間の合計が2ヶ月未満の者

(例1) 平成24年4月15日～平成24年5月30日の者

→雇用期間が1ヶ月16日のため対象外。

(例2) 平成24年3月1日～平成24年5月15日の者

→平成23年度は1ヶ月、平成24年度は1ヶ月16日のため対象外。

②競争的資金を獲得した研究者本人及び研究分担者

(注) 科学研究費補助金の特別研究員奨励費を獲得している特別研究員本人は別表2の「日本学術振興会特別研究員」に該当。

③当該機関における研究業務以外に他の機関に常勤の本務を持つ者

(例) 民間等共同研究員・受託研究員、戦略的創造研究推進事業により科学技術振興機構と雇用関係にある者等

④当該研究業務に直接携わらない職員

(例) 事務局本部の職員、附属病院の医師・薬剤師、警備員等

なお、下記に掲げる機関については、下記制度によるポストドクター等の「主な雇用財源」を「基盤的経費及び自主財源」として計上すること。

〔理化学研究所〕基礎科学特別研究員

〔日本原子力研究開発機構〕博士研究員流動化促進費、任期付研究員制度

〔宇宙航空研究開発機構〕宇宙航空プロジェクト研究員

2. 「ポストドクター等」に該当する者・該当しない者の例示リスト

本調査の「ポストドクター等」の定義に該当する事例及びしない事例は、それぞれ下表に示した通りである。調査対象者の把握に当たって、前述の定義と併せて参照すること。

○該当する者の例	×該当しない者の例
○博士の学位を取得後、競争的資金を獲得した機関・研究者により一定期間給与を支払われながら研究を継続している者	× <u>博士号取得者（満期退学者を含む）ではない者</u> （職名、雇用形態等がポストドクター等と同じであっても対象外）
○博士の学位を取得後、当該機関において内規等の受け入れ規定に基づき研究を継続しているものの、給与等の支給を受けていない者	×博士号を取得後、何れかの研究機関に所属しているが、研究活動本体ではなく事務補助や技術的支援等を本務とする者
○日本学術振興会特別研究員（PD、SPD、RPD）、日本学術振興会外国人特別研究員	×競争的資金等の外部資金により雇用される特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任助手
○博士の学位を取得後、戦略的創造研究推進事業について委託された額の範囲内で研究員として <u>当該機関</u> に雇用されている者	×独立行政法人等が、運営費交付金や自主財源により雇用している <u>グループリーダー、主任研究員</u> 等の研究者（常勤・非常勤、任期の有無にかかわらず対象外）
○博士の学位を取得後、ポストドクター・キャリア開発事業により研究員として <u>当該機関</u> に雇用されている者	×国立大学が運営費交付金や授業料収入等で雇用している <u>任期付の教授、准教授、講師、助教、助手</u> （常勤・非常勤、任期の有無にかかわらず対象外）

【別表2】「雇用財源」の種別

【競争的資金（直接経費）】	
(文部科学省関連の競争的資金)	
1	科学研究費補助金 ⁽¹⁾
	戦略的創造研究推進事業 ⁽²⁾
	新技術シーズ創出
2	CREST
3	ERATO
4	上記以外（山中iPS細胞特別プロジェクト等）
5	先端的低炭素化技術開発
6	社会技術研究開発
	研究成果展開事業
7	研究成果最適展開支援プログラム
8	戦略的イノベーション創出推進プログラム
9	産学共創基礎基盤研究プログラム
10	先端計測分析技術・機器開発プログラム
	国際科学技術共同研究推進事業
11	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム
12	戦略的国際共同研究プログラム
	国家課題対応型研究開発推進事業
13	感染症研究国際ネットワーク推進プログラム
14	分子イメージング研究戦略推進プログラム
15	再生医療の実現化プロジェクト
16	脳科学研究戦略推進プログラム
17	革新的細胞解析研究プログラム（セルイノベーション）
18	次世代IT基盤構築のための研究開発
19	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
20	元素戦略プロジェクト＜産学官連携型＞
21	元素戦略プロジェクト＜研究拠点形成型＞
22	光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発
23	宇宙利用促進調整委託費
24	原子力システム研究開発事業
25	原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ
26	政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業
	最先端研究開発支援プログラム
27	最先端研究開発支援プログラム（FIRSTプログラム）
28	最先端・次世代研究開発支援プログラム
29	上記以外の競争的資金 (内閣府関連の競争的資金) 食品健康影響評価技術研究事業

30	(総務省関連の競争的資金) 戦略的情報通信研究開発推進制度 戦略的国際連携型研究開発推進事業 デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進技術型研究開発助成金制度 消防防災科学技術研究推進制度 (厚生労働省関連の競争的資金)
31	厚生労働科学研究費補助金
32	オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費
33	(農林水産省関連の競争的資金) 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 イノベーション創出基礎的研究推進事業
34	(経済産業省関連の競争的資金) 地域イノベーション創出実証研究補助事業 先導的産業技術創出事業 石油・天然ガス開発・利用促進型事業
35	(国土交通省関連の競争的資金) 建設技術研究開発助成制度 運輸分野における基礎的研究推進制度
36	(環境省関連の競争的資金) 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業 環境研究総合推進費
【競争的資金以外の外部資金】	
37	世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）
38	グローバルCOEプログラム
39	科学技術人材育成費補助金
40	博士課程リーディングプログラム
41	卓越した大学院拠点形成支援補助金
42	上記以外の国からの外部資金
43	国以外からの外部資金（民間企業・財団等）
【基盤的経費及び自主財源】	
44	運営費交付金、私学助成、その他の自主財源 ⁽³⁾
【間接経費】	
45	間接経費
【フェローシップ】	
46	日本学術振興会特別研究員
47	日本学術振興会外国人特別研究員
48	その他のフェローシップ ⁽⁴⁾
【その他】	
49	その他（主な雇用財源が判別できない）
【雇用関係なし】	
50	雇用関係なし ⁽⁵⁾

- (1) 「1 科学研究費補助金」について、研究代表者と研究分担者の所属機関が異なる場合において、研究分担者が支援している者については、研究代表者機関が分担者（の機関）に確認の上とりまとめること。
- (2) 「戦略的創造研究推進事業」については、大学等へ委託の上実施されている者については、委託された大学等において取りまとめること。科学技術振興機構と雇用関係にある者については、科学技術振興機構において人数を計上すること。各大学・研究機関においては重複計上しないようにすること。
- (3) 「44 運営費交付金、私学助成、その他の自主財源」の「その他の自主財源」には、学納金、寄附金、事業収入等が含まれる。
- (4) 「48 その他のフェローシップ」については、日本学術振興会特別研究員以外のフェローシップ等、個人的に獲得した資金を元に、当該研究機関において研究をしている者について記載すること。新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する産業技術フェローシップ事業により、NEDO と雇用関係にある者については、NEDO において人数を計上すること。各大学・研究機関においては重複計上しないようにすること。
- (5) 「50 雇用関係なし」については、記入要領に定める「ポストドクター等」に該当している者のうち、1～49 に該当しない者（給与等が支給されていない者）であるが、1～49 に該当する者と同様に研究活動に従事しており、研究機関内の規定等により受け入れられている場合を指す。